

業 務 規 程

DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社

第1章 総則

(目的)

第1.1条 この業務規程（以下「本規程」という。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「金融商品取引法」という。）第156条の74第1項に基づき、DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）が行う取引情報蓄積業務に関し必要な事項を定め、もって当社の取引情報蓄積業務を利用するユーザー等の取引情報蓄積機関に対する理解と信頼を深め、かつ、その業務の適正及び円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第1.2条 本規程において使用する用語は、金融商品取引法及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成24年内閣府令第48号。その後の改正を含み、以下「店頭デリバティブ府令」という。）において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「アクセス」とは、当社のシステムに対して、以下のいずれかの方法により、接続環境を提供することをいう。
 - ① コンピュータ間のリンク
 - ② セキュリティーが確保されたウェブ・インターフェイス
 - ③ 対象となる取引情報を電磁的方法により送信するために当社が随時指定する接続方法
- (2) 「アプリケーション」とは、個々のサービスの提供や業務目的を実現するために、システムの下で活用又は稼働させる個別の電磁的な仕組みをいう。
- (3) 「受付要件」とは、ユーザーから送信される取引情報をグローバル・トレード・レポジトリー・システムにおいて受け付けるために満たすべき条件として、当社が、金融庁長官に提出すべき取引情報の提出基準並びにグローバル・トレード・レポジトリー・システムにおいて求められる要件等を踏まえて、業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において定めるものをいう。
- (4) 「関連刊行物」とは、当社が業務手順書の定めに基づき指定し、ユーザーに対して公表する、コンピュータ間のリンクのメッセージフォーマット、メッセージングプロセス、セキュリティ対策、サービス又はシステムの仕様の詳細等の情報を掲載した刊行物、フォーム及び通知等の特定の文書をいう。
- (5) 「業務手順書」とは、当社が取引情報収集契約に基づきユーザーに対してサービスを提供する際の取扱い手順並びにユーザーがサービスを利用するに際して適用される契約条件及び利用条件（第12.1条各号に掲げる項目を含む。）を構成する定型約款として、取引情報収集契約において指定する文書（その附属書類及び添付書類を含み、当該業務手順書が変更、修正又は追加された場合には、当該変更、修正又は追加を含む。）をいう。

- (6) 「グローバル・トレード・レポジトリー・システム」とは、当社が、取引情報蓄積業務の一部を委託している受託先（以下「受託先」という。）を通じて管理・運営する、ユーザーからの取引情報の受領及び金融庁長官への取引情報の提出を可能にするためのシステムをいう。
- (7) 「サービス」とは、適用される法令の手續に従って、ユーザーから、店頭デリバティブ府令第6条第1項に定める取引に関する取引情報を収集及び蓄積し、金融庁長官に対して当該取引情報の提出を行うこと、当該取引情報に関する特定の時点における取引件数残高に関する報告等を提供又は閲覧可能な状態にすること、及び金融庁長官に対して提出した当該取引情報を、一定の期間、電磁的記録により保存することをいう。
- (8) 「事業継続計画」とは、DTCCグループが策定する事業継続性確保に関する指針に準拠して、大規模な自然災害、大火災、テロ攻撃等の危機事態に遭遇した場合において、事業用資産並びに従業員に対する物的・人的損害を最小限に止めつつ、中核となる業務の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき措置や緊急事態に遭遇した場合に事業継続あるいは早期復旧のためにとるべき方法及び手段を体系的に取り纏めた計画をいう。
- (9) 「システム」とは、ユーザーに対して、電磁的又はその他の方法を通じて、当社のサービスを提供するために、当社が管理・運営する、電磁的な接続環境又はその環境を確保するための仕組みをいう。
- (10) 「スーパー・アクセス・コーディネーター」とは、各ユーザーが、スーパー・アクセス・コーディネーター承認書式に基づいて各ユーザーの責任において選任する、当社が提供するシステム及びシステムの下で活用又は稼働させるアプリケーションにアクセスする権限を有する者をいう。
- (11) 「スーパー・アクセス・コーディネーター承認書式」とは、各ユーザーが、スーパー・アクセス・コーディネーターの役割及び責任を確認する目的で当社に差し入れる書面をいう。
- (12) 「対象取引」とは、当社の取引情報蓄積業務の対象とする取引をいう。
- (13) 「DTCCグループ」とは、The Depository Trust & Clearing Corporationを持株会社とした企業集団をいい、当社及び受託先を含む。
- (14) 「匿名化」とは、ユーザーから送信された取引情報に係るデータを具体的に特定し得ない程度にまで、加工、集積又は抽象化した状態にすることをいう。
- (15) 「取引情報収集契約」とは、金融商品取引法第156条の74第1項において規定されている、金融商品取引業者等と当社が締結する取引情報の提供を受けることを内容とする契約をいい、当社とユーザーとの間での当該契約の締結手續を「DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン・ユーザー契約書」をもって行うものをいう。
- (16) 「取引情報の詳細」とは、ユーザーが、金融庁長官に提出すべき取引情報である旨を表記してグローバル・トレード・レポジトリー・システムに取引情報を送信するに際して、当該取引情報の内容として盛り込む情報（盛り込むことも可能とされる情報を含む。）の具体的な項目及び種類をいう。

- (17) 「ニューヨーク営業日」とは、ニューヨークにおいて銀行が営業しており、かつ、米ドルの資金決済が行われている日をいう。
- (18) 「本人確認質問票」とは、当社が本人確認手続を行うために、当社と取引情報収集契約を締結しようとする金融商品取引業者等に提出を求める当該金融商品取引業者等の基本情報等を入力するための文書をいう。
- (19) 「本人確認手続」とは、テロリストへの資金提供、マネーロンダリング及び反社会的勢力との取引を阻止する等の観点から、当社と取引情報収集契約を締結しようとする金融商品取引業者等に対して、当社が、社内規程及び適用法令に基づいて行う、身元確認情報の取得、検証及び記録を行うことに係る手続をいう。
- (20) 「ユーザー」とは、当社と取引情報収集契約を締結した金融商品取引業者等をいう。
- (21) 「利用要件」とは、ユーザーが当社のサービスの利用を開始し、引き続き利用するために満たすべき条件をいう。

第2章 取引情報収集契約

(取引情報収集契約の申込み)

第2.1条 当社と取引情報収集契約を締結しようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる書類を当社に提出しなければならない。

- (1) 必要事項を入力した本人確認質問票
- (2) スーパー・アクセス・コーディネーター承認書式
- (3) 第三者に対する取引情報提出権限授權書（該当する場合）

(取引情報収集契約の締結手続)

第2.2条 当社は、取引情報収集契約の締結に先立って、当社と取引情報収集契約を締結しようとする金融商品取引業者等に関して、当該金融商品取引業者等から提出を受けた本人確認質問票に基づき、本人確認手続を行う。

- 2 当社は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、申込みの内容について審査を行うものとする。なお、当社は、当該審査を行うに際して、当該申込みをした者に対し、追加で必要な書類の提出を求めることができる。
- 3. 利用要件は、業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において定める。
- 4 当社は、第2項の審査に基づき、遅滞なく取引情報収集契約の締結の諾否を決定し、申込みをした者に対し、当該決定を通知する。
- 5 ユーザーは、当社と取引情報収集契約を締結したときは、当該契約の規定に従い、業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物に拘束されることに同意したものとみなす。
- 6 ユーザーは、業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において定める方法と条件に従い、ニューヨーク営業日で2日前までに当社に通知することにより、いつで

も当社と締結した取引情報収集契約を解除することができる。

(サービスの公正)

第2.3条 当社は、個々のユーザーの取引規模等の事情を加味した実質的に公正な条件でサービスを提供するものとする。

(ユーザーの除名及び懲戒手続)

第2.4条 ユーザーは、当社と取引情報収集契約を締結したときは、当該契約の規定に従い、業務手順書においてその詳細を定める、次の各号に掲げる除名手続及び懲戒手続に服することに同意したものとみなす。

- (1) ユーザーによる、適用される関係法令に対する重大な違反となる行為、取引情報収集契約、本規程若しくは業務手順書のいずれかの規定に対する重大な違反となるような行為、あるいは、システムに対するアクセスに係る安全管理措置の不備等により当社のシステムの運営に対して脅威ないし害悪を生じさせる行為等を事由にして適用される、ユーザーによるサービスの利用ないしシステムへのアクセスの強制的な終了措置等の実施を目的とした除名手続
- (2) ユーザーによる、取引情報収集契約、本規程若しくは業務手順書のいずれかの規定に対する違反となるような行為、当社の正当な要請ないし指示に対する不履行、あるいは、事務過誤ないし事務処理遅延等により当社のシステムの運営に対して重大な支障ないし悪影響を生じる行為等を事由にして適用される、ユーザーによるサービスの利用ないしシステムへのアクセスの全部又は一部の強制的な停止措置、ユーザーに対する譴責ないし罰金賦課等の実施を目的とした懲戒手続

第3章 取引情報蓄積業務の対象とする取引

(取引情報蓄積業務の対象取引)

第3.1条 対象取引は、店頭デリバティブ府令第6条第1項各号に定める取引（店頭デリバティブ府令第6条第2項各号に定める者を相手方として行う取引を除く。）とする。

第4章 取引情報の収集及び保存

(取引情報の収集)

第4.1条 ユーザーは、自己又は「第三者に対する取引情報提出権限授権書」により授権した代理人（該当する場合）により、当社に取引情報を提出する。

- 2 ユーザーは、以下のいずれかの通信方法を用いて、当社が受託先を通じて管理・運営するグローバル・トレード・レポジトリー・システムに対して取引情報を送信することにより、当社に取引情報の提出を行う。
 - (1) コンピュータ間のリンク
 - (2) セキュリティーが確保されたウェブ・インターフェイス
 - (3) 対象となる取引情報を電磁的方法により送信するために当社が随時指定する接続方法
- 3 ユーザーは、当社が指定した要件に基づいたFPML(Financial Products Markup Language)又はCSV(Comma Separated Values)のいずれかのメッセージ様式に取引情報を記載してグローバル・トレード・レポジトリー・システムに送信するものとし、グローバル・トレード・レポジトリー・システムは、ユーザーから送信された取引情報を受領する際、システムの提出者の認証を行い、権限のある正当な提出者であることが認証できた場合に限り、当該取引情報の提出を受け入れる。
- 4 ユーザーは、取引情報をグローバル・トレード・レポジトリー・システムに送信する際に、金融庁長官に提出すべき取引情報については、当社が業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において指定した方法により、その旨を表記するものとし、また、当社は、グローバル・トレード・レポジトリー・システムが当該表記に従って取引情報を当社に振り分けることにより当該取引情報を受領し、当該表記に従って、当該取引情報を関係法令並びに金融庁長官により指定された方法と様式に基づいて金融庁長官に提出する。
- 5 ユーザーがグローバル・トレード・レポジトリー・システムを通じて当社に取引情報を提出するための仕様、様式及びその他必要な事項の詳細（取引情報の詳細及び受付要件を含む。）は、当社が、関係法令並びにグローバル・トレード・レポジトリー・システムの技術的な要請等も踏まえて、業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において定める。なお、当社は、第6. 1条第2項第1号に定める措置により、ユーザーから送信された取引情報が受付要件を満たしていないと判断した場合には、ユーザーに対して受付要件を満たす方法で当該取引情報を改めてグローバル・トレード・レポジトリー・システムに送信することを求める。

(取引情報の保存)

- 第4. 2条 当社は、第4. 1条の定めに従ってユーザーから提出を受けた取引情報について、店頭デリバティブ府令第11条の規定により金融庁長官に取引情報の提出を行う時まで、当該取引情報に係る同府令第10条第1項に規定する事項に関する記録を電磁的記録により作成する。
 - 2 前項に基づき作成した記録は、同府令第10条第2項各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から、同項で定める期間、当社が受託先を通じて管理する日本国内にあるデータ・サーバー内において、金融庁長官に提出したものと同様の形式で電磁的記録により保存する。

第5章 取引情報の安全管理

(取引情報の安全管理)

第5.1条 当社は、当社及び受託先の設備内に保管されている取引情報（その複製物を含む。）に関する安全管理態勢を構築し、当該安全管理のための具体的な措置を導入・維持することを目的として、第8.1条第3項並びに次の各号に定める措置を実施する。

(1) 当社は、次の各項目に掲げる措置を含む安全管理措置を講ずることを内容とするDTCCグループが策定する情報セキュリティの管理に関する指針、情報資産の安全管理に関する指針、情報技術リスクの管理に関する指針をそれぞれ遵守することにより、受託先を含むDTCCグループと一体となって、グローバル・トレード・レポジトリ・システムにおける情報セキュリティと情報技術システムに関するリスク管理態勢を構築する。

- ① DTCCグループにおいて整備する費用対効果の優れた方法による安全管理のための技術的な措置（ファイアーウォール、暗号化技術及び認証方法等に係る措置を含む。）を実施する。
- ② 情報資産に関する管理責任者（情報帰属責任者並びに情報保管責任者）及び情報利用者の果たすべき具体的な役割と責任を明確にする。
- ③ 情報資産の内容と性格を踏まえて、情報資産をその機密度合いに応じて分類し、情報資産を保有、移送、複製、利用、保管、破棄するに際しては、当該分類区分に応じて指定された業務手順と安全管理措置（アクセス権の制限・管理を含む。）を実践する。
- ④ 情報セキュリティ上の懸念事象（取引情報の不正利用、漏えい事象を含む。）の定義を明確にした上で、情報処理システム担当部署において当該事象の未然防止と発見のために必要となる監視措置を実施するとともに、当該事象を発見した場合の迅速かつ一貫した報告と対応を行うための手順を実践する。
- ⑤ 情報資産の安全管理の観点から、情報処理システムの開発、変更、更新、運用において求められる技術的な品質水準と業務手順（開発部署と検証部署の役割分担を含む。）を明確にし、当該品質水準と業務手順を遵守する。
- ⑥ 金融庁長官への取引情報の提出は、グローバル・トレード・レポジトリ・システムを通じて、暗号化する等の安全な通信方法を使ったファイル転送手段を利用して行う。
- ⑦ 当社は、ユーザーに対しても、業務手順書が定めるシステムへのアクセスに係る安全管理措置を遵守させる。

(2) 大規模な自然災害、大火災、テロ攻撃等の危機事態に遭遇した場合においても可及的速やかに当社の業務を復帰・継続させるため、当社は、DTCCグループが策定する事業継続性確保に関する指針に準拠して、当社固有の事業継続計画を策定し、定期的な点検・訓練を行うとともに、当該危機事態に遭遇した場合には速やかに金融庁長官に報告する。なお、当社固有の当該事業継続計画には、当社の事務所施設内での業務の遂行が困難となった場合の代替的な業務継続方法（職員の在宅勤務を含む。）、危機事態遭遇時にお

ける関係者（ユーザーや金融庁長官を含む。）への報告ないし連絡方法、取引情報の安全管理、並びに定期的な点検・訓練計画に関する事項を含むものとし、当社においてその内容を常に確認できる方法で整備する。

- (3) 当社は、DTCC グループの指針において実施ないし遵守することが求められる第 1 号及び第 2 号の安全管理措置と業務手順の内容に変更があった場合、DTCC グループからその旨の連絡があり次第、遅滞なく、当該内容を記載した書面を金融庁長官に届け出る。
- (4) 当社は、取引情報の保全に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を察知した際にも、速やかに金融庁長官へ報告する。

第 6 章 取引情報の正確性

(取引情報の正確性の確保)

第 6. 1 条 ユーザーが当社に提出した取引情報の内容と当該取引情報に対応する実際に成立ないし変更が生じた対象取引との間の整合性の確認、並びに当該取引情報を法令で定められた期間内に当社に提出することについては、ユーザー自身が自らの責任において行うものとする。

2 当社は、ユーザーが当社に提出した取引情報と当社が金融庁長官に提出する取引情報の内容が一致するよう、第 8. 1 条第 3 項並びに次の各号に定める措置を含め、必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) 当社は、受託先を通じて管理・運営するグローバル・トレード・レポジトリー・システムにおいてユーザーから送信された取引情報を受け付ける段階で、当該取引情報が受付要件を満たしていることを確認し、ユーザーに対して、受付要件を満たしている場合には、その旨を連絡するとともに、仮に受付要件を満たしていない場合には、その理由を付して、受付要件を満たす方法で当該取引情報を改めてグローバル・トレード・レポジトリー・システムに送信することを求める措置を講じる。
- (2) 当社は、受託先を通じて管理・運営するグローバル・トレード・レポジトリー・システムの機能を、金融庁長官に取引情報を提出するために新たに開発、変更、更新するに当たっては、受託先において、ユーザーから当社に提出された取引情報を金融庁長官に正しく提出することができるよう、適切な品質と条件を定義した要件定義書を作成するとともに、開発段階において当該要件定義書に則って適切に開発、変更、更新していることを確認する。また、当社は、かかる品質と手順を経て新たに開発、変更、更新したグローバル・トレード・レポジトリー・システムの機能を本番環境において実際に使用するに際しては、受託先において、当該機能が要件定義書において定義された要件に沿って正しく機能することを、テスト環境下において必要かつ適切な手段と方法を用いて検証していることを確認する。更に、当社は、受託先において、既に本番環境において使用しているグローバル・トレード・レポジトリー・システムの機能が、万が一正しく機能していないことを発見した場合には、速やかに必要な報告を実施し、適切な改善を実

施していることを確認する。

第7章 料金

(利用料)

- 第7. 1条 ユーザーは、当社が業務手順書において定める、サービスにかかる月額の利用料及びその他の利用料を、当社に支払わなければならない。
- 2 前項の利用料は、金融商品取引法第156条の74第2項に基づき、能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当な水準とするものとする。
- 3 当社の取締役会は、利用料の額その他利用料に関する事項を定期的に検討する。
- 4 利用料の変更は、当社の取締役会の承認を必要とする。
- 5 利用料を変更する場合には、当社は、利用料を変更する日の少なくとも60日前までに、ユーザーに対して当該変更の内容を通知する。
- 6 ユーザーが、利用料の変更による利用料の増額に異議を述べたときは、当該ユーザーは、業務手順書の定めに従って取引情報収集契約を解約することができる。

第8章 取引情報蓄積業務の委託

(取引情報蓄積業務の委託)

- 第8. 1条 当社は、取引情報蓄積業務の一部について、金融商品取引法第156条の73第1項に基づき、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。
- 2 当社が取引情報蓄積業務の一部を委託する第三者は、次の各号に定める基準を満たす者であることを要する。
- (1) 委託された業務を確実かつ専門的に行うための能力を有し、かつ、法令上必要なすべての許認可を受けていること。
- (2) 店頭デリバティブ府令第18条第2号、第3号及び第4号に定める要件を充足していること。
- 3 当社は、取引情報蓄積業務の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に定める措置を講じることを含め、受託先である第三者を適切に監督するものとする。
- (1) 当社は、委託された業務を適切かつ効率的に履行しているか等の観点から、次の各項目に掲げる措置を含め、必要かつ適切な措置を講じることにより、受託先の業務水準を定期的に検証する。
- ① 受託先に対して、必要に応じて当社が委託している業務に関わる内部規程や業務手順書の提出を求め、その内容を検証する。
- ② 受託先に対して、必要に応じて当社が委託している業務に関わる内部規程や業務手順書の遵守状況に関する報告を求め、その内容を検証する。

③受託先との間で、定期的に会議を開催し、受託先における委託業務の運営状況を検証する。

また、必要に応じて、事前の通知を行った上で、受託先の施設、帳簿及びグローバル・トレード・レポジトリー・システムの検査を実施することができるものとする。

- (2) 当社は、第1号に定める措置を含めた検証措置の結果、受託先が委託された業務を適切かつ効率的に履行していない場合や法令の定めを遵守していないと考えられる場合には、受託先に対して適切な措置を講ずる。また、必要に応じて、事前の通知なく、受託先の施設、帳簿及びグローバル・トレード・レポジトリー・システムの検査を実施することができるものとする。
 - (3) 当社は、業務の委託に伴って生じるリスクを管理するために必要な専門知識を保有しなければならず、委託した当該業務を適切に監督することにより、当該リスクを管理する。
 - (4) 当社は、受託先において、取引情報その他ユーザーに関する情報（個人情報を含む。）が確実に保護される措置（第11.2条第3項の各号で規定する秘密保持手続と同様の措置を含む。）が講じられるよう、監督する。
 - (5) 当社及び受託先は、災害からの復旧のための事業継続計画及び取引情報蓄積業務に関連するバックアップセンターの定期的な監査計画を策定、導入及び実施する。
 - (6) 当社は、受託先が当社から委託された業務を適切な水準で効率的に履行し、かつ、法令の定めを遵守しつつ遂行する能力に重大な影響を及ぼすおそれのある事実（当社の取引情報蓄積業務に影響を及ぼすグローバル・トレード・レポジトリー・システムの障害及び取引情報その他ユーザーに関する情報の漏洩を含む。）が発生した場合には、受託先に当該事実を当社に対して確実に報告させるものとする。
 - (7) 受託先は、委託された業務を再委託する場合には、再委託先が、再委託された業務を適切な水準で効率的に履行し、かつ、法令の定めを遵守しつつ遂行する能力があることを具体的に示した上で、当社の同意を得なければならない。
- 4 金融商品取引法第156条の73の規定に従い取引情報蓄積業務の一部を委託する場合においても、当社は、金融商品取引法において定められた、取引情報蓄積機関としての取引情報の収集、保存及び報告に関する法的責任を負う。
- 5 当社は、取引情報蓄積業務の一部を他の者に委託している委託契約に関して、金融商品取引法第156条の73第1項に基づいて内閣総理大臣の承認を受けている業務の委託の範囲内において、当該委託契約の内容を変更したときには、遅滞なく、当該内容を記載した書面を金融庁長官に届け出るものとする。

第9章 営業時間及び休業日

(営業時間)

第9. 1条 当社の営業時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時半までとする。なお、当社のシステムの運営時間は、当社が業務手順書及び業務手順書に基づき発行される関連刊行物において定める。

(休業日)

第9. 2条 当社は、次に掲げる日を休業日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 年始3日間
- (5) 12月31日

2 当社は、大規模な自然災害、大火災、テロ攻撃、戦争又は暴動等の社会的動乱、電気又は通信等の社会的インフラの全面的な機能停止、裁判所等の公的機関による命令その他のやむを得ない事由により取引情報蓄積業務の全部を一日以上停止する必要があると認める場合には、その必要な限度において、臨時休業日を定めることができる。この場合には、当社は、ユーザーに対し、あらかじめその旨を通知する。

第10章 従業員の監督体制

(従業員の監督)

第10. 1条 従業員は、関係法令、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）並びに本規程、人事規則及び倫理規程等の当社が定める社内規程・社内手順に従わなければならない。また、当社は、関係法令、監督指針並びに本規程、人事規則及び倫理規程等の当社が定める社内規程・社内手順の内容とその遵守義務を従業員に周知・徹底するものとする。

2 当社は、従業員が業務手順書において定義される機密情報その他ユーザーに関する企業秘密等を全て極秘に取り扱い、不注意による当該情報の漏えいを防止するべくあらゆる合理的な予防措置を講じるものとする。

3 従業員は、当社の利益とDTCCグループに属する他の会社の利益が相反する場合ないしその疑いがある場合を認識した場合には、当社が定める利益相反解決指針に従い、当該利益相反をDTCCグループで定める報告システムないしホットラインを通じてDTCCグループのコンプライアンス部署に対して報告するか又は当社の法務・コンプライアンス担当部署に対して報告するものとする。また、当該報告を受けたDTCCグループのコンプライアンス部署又は当社の法務・コンプライアンス担当部署は、個々の事案の内容と性格に応じて、DTCCグループの関係部署、当社の代表取締役及び取締役会と連携しながら、当該利益相反の回避又は適切な解決を図るものとする。更に、従業員は、自らの利益と当社又はユーザーの利益が相反する場合ないしその可能性がある場合においても、当社が定める利益相反解決指

針に従い、当該利益相反をDTCCグループで定める報告システムないしホットラインを通じてDTCCグループのコンプライアンス部署に対して報告するか又は当社の法務・コンプライアンス担当部署に対して報告するものとし、当該報告を受けたDTCCグループのコンプライアンス部署又は当社の法務・コンプライアンス担当部署は、個々の事案の内容と性格に応じて、DTCCグループの関係部署、当社の代表取締役及び取締役会とも連携しながら、当該利益相反の回避又は適切な解決を図るものとする。

- 4 従業員は、関係法令、監督指針又は本規程、人事規則及び倫理規程等の当社が定める社内規程・社内手順に違反する事態が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合には、当社が定める倫理規程等の社内規程・社内手順に従い、上司、DTCCグループの関係部署又は当社の法務・コンプライアンス担当部署に適切に報告を実施するものとし、当該報告を受けた上司、DTCCグループの関係部署、当社の法務・コンプライアンス担当部署は、個々の事案の内容と性格に応じて、DTCCグループの関係部署、当社の代表取締役及び取締役会とも連携しながら、当該事態の回避又は適切な解決を図るものとする。
- 5 当社は、従業員が関係法令、監督指針又は本規程、人事規則及び倫理規程等の当社が定める各種社内規程・社内手順に違反したことに起因して発生するリスクを含む、業務遂行過程において発生するリスクを、DTCCグループにおいて採用するオペレーショナル・リスク管理の枠組みに準拠して、人事・人材に関わるリスク、情報セキュリティ及び情報資産の安全管理に関わるリスク（情報漏えいに起因して発生するリスクを含む。）、情報処理システムに関するリスク、法務・コンプライアンスに関するリスク等に分類して、把握、管理、監視するものとする。具体的には、それらのリスクが顕在化した障害・事故事象に関する情報の収集並びに各種リスク管理指標の設定・管理・推移の把握等を通じて得た全体的なリスク管理状況を記載したリスク・プロファイルを作成し、それに基づいて必要な対処を行うというリスク管理態勢をDTCCグループ全体と協働して構築するものとする。なお、当該リスク・プロファイルに基づくリスク分析結果は、当社の取締役会においても定期的に報告され、検証されるとともに、当社の取締役会は当該リスク管理態勢を管理・監督するものとする。
- 6 当社は、従業員が関係法令、監督指針又は本規程、人事規則及び倫理規程等の当社が定める各種社内規程・社内手順に違反する行為（他の従業員に対して、当該違反行為の実行を指示、命令、教唆又は脅迫をする行為及び他の従業員を含む第三者に唆されて違反行為を行うことを含み、また、他の従業員が違反行為を行うことを許容又は承認することを含む。）を行った場合には、当該従業員に対し、解雇を含めた懲戒処分を行うことができるものとする。

第11章 取引情報の提供

(公表)

- 第11.1条 当社は、金融商品取引法第156条の6第2項に基づく内閣総理大臣の命令を受けたときは、内閣総理大臣が必要と認めた取引情報に係る事項を公表する。
- 2 当社は、取引情報を集計する等の方法によって匿名化した情報を公表することができる。

(取引情報の提供)

第11.2条 当社は、次の各号に定める場合を除いて、第三者に対して取引情報の提供を行わない。

- (1) 当社が金融商品取引法第156条の73に基づき取引情報蓄積業務の一部を委託するために必要な範囲内で、かつ、当該委託契約に基づき、提供する場合（但し、本項第4号に定める場合を除く。）
- (2) 法令、裁判手続、行政訴訟手続その他の法的手続（受託先ないし当社が受託先との間で締結する取引情報蓄積業務の一部を委託する契約に関する事項について有効な裁判管轄権を有する海外の裁判所による裁判手続を含む。）又は規制当局の要請により、取引情報の提供を求められた場合に、当該法令または要請の遵守に必要な限度において提供する場合
- (3) ユーザーが第三者に対する取引情報の提供について個別に同意した場合
- (4) 業務手順書の定めに従いユーザーが行った事前の同意に基づき、取引情報蓄積業務の一部を委託している受託先並びにその子会社及び関連会社に対して、取引情報の提供を行う場合
- (5) 第11.1条第2項に定める公表を行う場合

2 前項第1号又は第3号に基づく第三者に対する取引情報の提供は、次の各号に定める措置が講じられた場合に限り行うものとする。

- (1) 当社及び第三者の双方において、取引情報の不正な開示を防止するための秘密保持手続を実践すること
- (2) 当社及び第三者との間で、開示する取引情報に関する秘密保持契約を締結すること

3 前項に定める秘密保持手続とは、次に定める措置をいう。

- (1) その形式を問わず取引情報を極秘に扱い、その秘密を保持するために必要な措置を行うこと
- (2) 役員及び従業員をして、取引情報を極秘に扱い、確実に保護させ、当該取引情報に接する必要がある役員及び従業員以外の者が接することがないように保管させること

第12章 取引情報収集契約に関する契約約款に関する事項

(業務手順書)

第12.1条 当社は、取引情報収集契約に定める当社とユーザーとの間の契約条件とすることを目的として、次の各号に係る項目その他ユーザーに適用される契約条件等を業務手順書において定める。

- (1) 当社のサービス及びシステムの使用条件
- (2) ユーザーの除名及び懲戒手続
- (3) 業務手順書の変更等に係る連絡方法
- (4) ユーザーの適用法令及び規則に係る遵守義務
- (5) 機密情報の定義とデータの利用条件
- (6) 利用料に関する事項
- (7) 当社の責任範囲及び免責範囲
- (8) 準拠法及び裁判管轄合意

2 業務手順書を変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出るものとする。

第13章 雑則

(付随業務)

第13.1条 当社は、取引情報蓄積業務に付随する業務を行う。

(本規程の変更)

第13.2条 本規程の変更は、当社が取締役会の決議をもって行う。

2 当社が前項の規定により本規程を変更する場合、当社は、当該変更の効力が生じる少なくとも10営業日前に、ユーザーに対して当該変更の内容を通知する。但し、当該変更がユーザーの権利義務に影響を与えないものである場合又はその変更の内容が軽微なものである場合は、事前の通知に代えて事後速やかに通知することで足りるものとする。

3 当社が第1項の規定により本規程を変更した場合、当社及びユーザーは、当該変更の効力が生じた日以降、変更後の本規程の規定に従うものとする。

(準拠法及び管轄権)

第13.3条 本規程は日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本規程に関し、当社とユーザーの間において訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規程は、平成25年3月4日より実施する。

附則

本規程は、平成27年12月16日より実施する。